

「金融商品会計基準(金融資産の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理」に対するコメント

平成 22 年 9 月 19 日
公 認 会 計 士
佐 々 木 秀 和

この度、「金融商品会計基準(金融資産の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理」に対するコメントの機会を頂きましたことに感謝致します。当コメントが貴委員会における議論の一助となることを期待しております。

論点の項目	コメント
総論	
IFRS 第 9 号を基礎とすることについて	IFRS 第 9 号を基礎として金融資産の分類及び測定に関して検討する方向性について賛成する。IFRS 第 9 号は国際財務報告基準として既に確定しているため、これを基礎とすることはコンバージェンスの観点から望ましいと考える。
質問に対する回答	
(質問 1)公表される市場価格のない株式への投資の分類	第18項では、公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案(【案1】)、及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案(【案2】)の2つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。 公表される市場価格のない株式への投資については、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案(【案1】)を、コンバージェンスを重視する観点から消極的にではあるが支持する。 公表される市場価格のない株式への投資を公正価値により測定することに関しては、検討状況の整理第 76 項に記載されているように、投資先の将来の業績に係る見積り等の前提次第で評価額が著しく異なる可能性があることや監査人に対する説明負担等のコストが大きいといった弊害が考えられることから、慎重であるべきと考える。 しかしながら、国際財務報告基準及び米国会計基準のいずれにおいても、全ての資本性金融商品を公正価値測定する方向にあり、我が国においてのみ【案2】のような例外規定を設けることは、国際的な企業間比較を困難にするため望ましくないものと考えられる。また、全ての株式を公正価値により測定すると規定することにより、金融商品会計の複雑性が低減されるというメリットも考えられる。さらに、【案2】を採用した場合においても減損損失の測定時には、検討状況の整理第114項に記載されているように公正価値を使用すべきであると考えられ、減損が不要又は適切であることを疎明するためのコストは、【案1】を採用した場合における経営者による公正価値測定額が適切であることを疎明するためのコストと概ね同等であるとも考えられる。 従って、公表される市場価格のない株式への投資については、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案(【案2】)よりも、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案(【案1】)の方がやや適切であると考ええる。 なお、【案1】を採用する場合の懸念に対する対応として決定的な方法は提案できないが、例えば、会計上の評価を行う際に入手可能な情報は、実際に売買することを前提とした場合に入手可能な情報よりも相当に限定的となり得ることを周知すること等が考えられる。

論点の項目	コメント
(質問2)一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング	第31項では、第30項ただし書きの指定を行った場合(一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合)において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない(リサイクリングを行わない)案(【案A】)と、純損益に認識する(リサイクリングを行う)案(【案B】)、の2つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。 当期純利益と利益剰余金との間のクリーン・サープラス関係を維持すべきとの意見も尊重すべきではあるが、以下の3つの理由により、その他の包括利益を通じて公正価値測定する金融資産(OCI オプションを適用した金融資産)に係る評価差額についてリサイクリングを行わない案(【案A】)を支持する。 第一に、リサイクリングを行わないとすることにより、中長期的なキャピタル・ゲインの獲得を目的とする投資が、当期純利益を通じて公正価値測定する金融資産に分類される(OCI オプションが適用されない)可能性が高い。中長期的なキャピタル・ゲインの獲得を目的とする投資や専ら配当金の受領により利益を得ることを目的とする投資については、公正価値の変動が投資の成果を反映すると考えられるため、各会計期間において評価差額を当期純利益において認識すべきであると考え。このうち後者については OCI オプションが適用されることも想定されるが、前者については、売却時においても評価差額が当期純利益に反映されないことにより、OCI オプションが適用されない可能性が高いと考えられる。 第二に、リサイクリングを行わないとすることにより、OCI オプションの適用要件がトレーディング目的以外で保有される株式であることのみとされることや、減損に関する規定が不要となる等、金融商品会計の複雑性の低減に寄与することが考えられる。一方、OCI オプションを適用した金融資産に係る評価差額についてリサイクリングを行うとした場合、OCI オプションの適用要件をより厳格に定める必要があるとともに、減損に関する規定も必要となり、会計基準が複雑となる。 第三に、リサイクリングを行うか、行わないかということは、規定文言上の差異はわずかであるかもしれないが、運用上は著しく異なる結果となることが想定される。すなわち、OCI オプションを適用した場合であっても、その後の売却等によって評価差額を当期純利益において認識する(リサイクリングすることとした場合、我が国においては、トレーディング目的以外で保有される株式のほとんど全てが、その他の包括利益を通じて公正価値測定する金融資産に分類される(OCI オプションが適用される)可能性が考えられる。このため、OCI オプションの適用要件を変えることなく、単にリサイクリングを行うとした場合、日本基準と国際財務報告基準との間における著しい運用上の差異を生じさせる結果となりかねず、このような差異は、コンバージェンスの観点から許容可能な範囲を超えてしまうのではないかと懸念される。 従って、OCI オプションを適用した金融資産に係る評価差額については、その後の売却等によっても当期純利益において認識しない(リサイクリングを行わない)案(【案A】)の方が適切であると考え。 なお、基本的には個別財務諸表についてもコンバージェンスを指向すべきであることや、連結財務諸表と個別財務諸表における取扱いの整合性を図るべきであること、上記3つの理由(のうち少なくともはじめの2つ)は個別財務諸表についても当てはまることから、個別財務諸表においても、OCI オプションを適用した金融資産に係る評価差額についてリサイクリングを行わない【案A】を採用することが望ましいと考える。

論点の項目	コメント
(質問3)外貨建取引等会計処理基準への影響	平成11年に改正された外貨建取引等会計処理基準は、現行の金融商品会計基準の有価証券の分類及び測定を反映した取扱いとなっています。第128項から第130項では、会計基準(案)で示された取扱いによって想定される変更を掲げています。このような点を含めて、当委員会が今後さらに検討する必要があるか否かについて、どのように考えますか。 当期純利益を通じて公正価値測定する金融資産及び償却原価にて測定する金融資産に係る換算差額については当期純利益に含め、その他の包括利益を通じて公正価値測定する金融資産に係る換算差額についてはその他の包括利益に含めることが合理的であると考えます。 また、個別財務諸表における子会社株式等の測定方法として、検討状況の整理第28項及び第30項とは異なる取扱いをする場合(下記「個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱いについて」参照)、これらに係る換算差額の処理方法について検討すべきである。 上記以外に、金融資産の分類及び測定に関連して直ちに検討すべき点はないと考えるが、機能通貨や在外営業活動体といった概念を取り入れるため、外貨基準を大幅改正する必要性もあるのではないかと考える。これに伴い、金融商品会計にも関連する論点として、在外営業活動体に対する正味投資額に係る換算差額について検討する必要性が生じるものと考えられる。
(質問4)適用指針(案)の改善の方向性	適用指針(案)は、IFRS第9号の適用指針を基礎として作成されています。当委員会の検討においては、A38項に掲げる項目について、より詳しいガイダンスが必要との指摘がありますが、どのように考えますか。適用指針(案)について、さらに改善が必要な点がありますか。 検討状況の整理A38項に掲げられた各項目は判断が難しい部分であるため、これらについてより詳しいガイダンスが提供されることは、基本的には望ましいことであると考えます。さらに、事業モデルに関して、事業モデルを判定する対象としての各ポートフォリオの範囲をどの様に決定すべきであるのかといった点や、1つの企業又は企業集団が複数の償却原価測定ポートフォリオ(あるいは複数の公正価値測定ポートフォリオ)を保有し得るのかどうかといった点についても、さらなるガイダンスが提供されることを期待する(下記「分類の変更について」参照)。 但し、形式的には日本基準のガイダンスであるとしても、実質的には国際財務報告基準に関する我が国独自のガイダンスを作成することとなる状況は、単一のグローバルな会計基準を目指す国際財務報告基準の趣旨に反するため避けるべきであり、時間が掛かるとしても、IFRS第9号の改正やIFRICの策定を働きかけるべきではないかと考える。
その他の項目	
金融商品の範囲について	検討状況の整理第8項から第11項における金融商品等の定義に関し、まずその特徴により包括的、抽象的に定義した上で、次に具体的な商品名を例示列挙することについては、現行基準よりも整然とした規定となるため賛成する。 また、デリバティブの定義に関して、純額決済性を担保する市場の有無に変更が生じることにより契約期間中にデリバティブに該当するか否かが変化することには違和感があるため、純額決済性を削除することについても賛成する。 さらに、クレジット・デリバティブと金融保証契約の違いについて、現行基準の規定は十分に明確とは言えないため、これを明らかにする方向性について支持する。

論点の項目	コメント
金融資産の分類及び測定の基本的なモデルについて	金融資産の分類に関して、償却原価測定と分類及び公正価値測定と分類の2つ(当期純利益を通じて公正価値測定する金融資産とその他の包括利益を通じて公正価値測定する金融資産を別個の測定分類と捉えた場合は実質的に3つ)とする混合測定属性アプローチを採用することについて賛成する。また、償却原価で測定する金融資産に関して、金融資産を管理する事業モデル及び金融資産の契約キャッシュ・フロー特性の2要件により分類することについても賛成する。 この様な分類モデルを採用することにより、金融商品会計の複雑性が低減されるとともに、有価証券や貸付金といった法的形式に関わらず金融商品を包括的に取扱えるようになると考えられる。また、金融商品の測定方法に経営者の意図が反映されることにより、実態に即した忠実な表現に資すると考えられる。 なお、国際会計基準審議会の公開草案「金融商品:償却原価及び減損」において提案されている、トリガー事象の発生を待つことなく減損を認識するという期待損失アプローチについては支持するが、その具体的な適用方法として期待キャッシュ・フロー・アプローチ(将来キャッシュ・フローの期待値を、当初認識時の期待損失を反映した実効金利で割り引いた現在価値により測定する方法)のみを要求するのであれば、償却原価の意味合いが従来と異なるため、「償却原価」の名称を変更することも検討すべきである。
公正価値オプションについて	本来、償却原価で測定するものとして分類されるべき金融資産に関し、一定の条件の下、公正価値で測定する選択肢(公正価値オプション)を設ける方向性について、コンバージェンスを重視する観点から賛成する。 但し、公正価値オプションはヘッジ会計と類似する面が多いため、ヘッジ会計の在り方とともに議論すべきであり、その適用要件や開示項目について両者の整合性を確保することが望ましいと考える。
分類の変更について	企業が金融資産を管理する事業モデルを変更した場合に、影響を受ける金融資産の分類を変更することについては、経営者の意図の変化が反映されることとなるため賛成する。 また、事業モデル変更時と分類変更日との間にある程度の期間を設けることは、利益操作を目的として公正価値の動向を確認した後に遡及的に分類を変更することに対する牽制効果を有すると考えられることから賛成する。 なお、(質問4)への回答において述べたように、事業モデルを判定する対象としての各ポートフォリオの範囲(事業モデル変更の影響を受ける金融資産の範囲)を具体的にはどのように決定すべきであるのかについて、さらなるガイダンスが提示されることがより望ましいと考える。 また、IFRS第7号第12D項における「直近年度報告日以降に分類を変更」との表現から、事業モデル変更の翌事業年度の期首だけでなく、翌四半期の期首も分類変更日とすることが認められるのではないかと推測する(下記「表示及び注記事項について」参照)。
当初認識時の測定について	検討状況の整理第26項によれば、OCIオプションを適用した金融資産については、当初認識時の測定額に付随費用が含まれないこととなる。 しかしながら、OCIオプションを適用した金融資産に係る付随費用は当期純利益に含めるよりも、当初認識時の測定額に含め、処分時においてその他の包括利益に含める方が合理的であると考えられる。また、検討状況の整理A31項においても、その様な取引費用は金融資産の当初認識時の測定額に含め、当初認識後の測定においては当該部分に係る損失を含めてその他の包括利益として認識することが示されている。

論点の項目	コメント
	従って、当期純利益を通じて公正価値測定する金融資産の場合を除き、付随費用を当初認識時の測定額に含めることとすべきである。 また、検討状況の整理第27項において、一定の付随費用については取得原価に含めないことができるということが考えられるとされている点に関して、必ずしも反対ではないが、その趣旨や根拠を明らかにした方が望ましいと考える。
OCI オプションについて	(質問 2) への回答において述べたように、その他の包括利益を通じて公正価値測定する金融資産 (OCI オプションを適用した金融資産) に係る評価差額についてリサイクリングを行わない案を支持するため、以下、リサイクリングを行わないことを前提として検討状況の整理第 104 項から第 111 項に掲げられている論点について述べる。 株式を対象とすることによりか。 将来的に資本性金融商品の定義を設けることを前提として、OCI オプションの適用対象を株式 (及びその他の出資持分に関する権利) とすることに賛成する。但し、出資証券や出資金といった適用対象となり得るその他の具体例についても例示列举することが望ましいと考える。また、新株予約権が OCI オプションの適用対象となるか否かについても明示されることが望ましいと考える。 一方信託については、我が国では実務対応報告第23号において、当該実務対応報告により子会社及び関連会社に該当する場合を除き、連結財務諸表上、「会社に準ずる事業体」として取り扱わないこととされているため、少なくとも当該実務対応報告が改正されない限り、信託受益権をOCIオプションの適用対象とすることは基本的には適切でないと考え (子会社及び関連会社に該当する信託の受益権に係る取扱いについては、下記「個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱いについて」参照)。但し、当該実務対応報告等により個別財務諸表上、信託が実体のある事業体として取り扱われる場合の信託受益権や、信託財産を直接保有する場合と同様に会計処理する場合であって、信託財産の構成物に株式が含まれる場合の当該株式については、OCIオプションの適用対象となる余地はあるものと考え。 対象の指定を任意とするか。 OCI オプションの適用要件がトレーディング目的以外で保有される株式であることのみとされることにより金融商品会計の複雑性が低減されること、適用対象を適切に限定する原則の開発は困難であると考えられること、また、仮にその様な原則が開発された場合であっても我が国独自の規定を設けることにより国際財務報告基準との間に差異が生じることから、OCI オプションの指定を任意とすることに賛成する。 リサイクリングを行わない場合に、その他の包括利益累計額をいつの時点で利益剰余金に振り替えるか。 対応する金融資産の認識が中止されたにもかかわらず、当該金融資産の評価差額に係るその他の包括利益累計額だけが貸借対照表に残ることは、財務諸表利用者の理解可能性を損なうため、OCIオプションを適用した金融資産の処分時点において、その他の包括利益累計額を利益剰余金に振り替えるとともに、当該期間の株主資本等変動計算書にその振替を反映させるべきであると考え。 なお、金融商品会計の範囲外ではあるが、その他の包括利益累計額の振替に関連して、OCIオプションを適用した場合の税効果についても検討が必要と考えられる。すなわち、OCIオプションを適用した金融資産に関する繰延税金資産又は繰延税金負債について

論点の項目	コメント
	は、一時差異が解消された時点において、法人税等調整額を通じて認識を中止することを規定すべきである。 OCIオプションを適用した金融資産に係る評価差額に対しては、(税務上の取扱い次第ではあるが)当該金融資産の処分時において法人税等が課税され、その税負担が当期純利益に反映される。このため、関連する繰延税金資産又は繰延税金負債が、例えば、直接利益剰余金に振り替えられた場合、会計上の税負担が歪み、税効果会計の趣旨が達せられないこととなる。 従って、その他の包括利益累計額を利益剰余金に振り替える際には税効果分を控除した純額で振り替えることとし、関連する繰延税金資産又は繰延税金負債については法人税等調整額を通じて認識を中止することにより当期純利益に反映させるべきである。
個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱いについて	個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式の測定方法については、以下の3つの理由から、公正価値ではなく、取得原価又は連結財務諸表の作成を仮定した場合の連結上の簿価(段階取得の場合は持分法による測定額と異なる可能性があるのではないかと考えられる)を基礎とすることが望ましいと考える。 第一に、取得原価による測定は単純であり、連結上の簿価による場合は個別財務諸表と連結財務諸表における測定の整合性を図ることができるため、財務諸表利用者の理解可能性の観点からも、財務諸表作成者の負担軽減の観点からも望ましいと考えられる。 第二に、子会社株式等を公正価値により測定した場合、スクイーズアウト価格の正当化に財務諸表上の評価額が利用されるおそれがある等、弊害が大きい。(質問1)への回答において述べたように、公表される市場価格のない株式への投資を公正価値にて測定することについては消極的に支持しているが、当該投資が子会社株式等に対するものである場合はデメリットの方が大きいと考える。 第三に、基本的には個別財務諸表についてもコンバージェンスを指向すべきであると考えるが、当該論点は個別財務諸表に固有の問題であって、かつコンバージェンスによる弊害が大きいと考えられるため、例外的に我が国独自の取扱いを定めることも認められるのではないかと考える。 なお、(質問3)への回答において述べたように、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式の測定方法として、公正価値測定以外の方法を採用する場合には、これらに係る換算差額の処理方法についても検討すべきである。
表示及び注記事項について	IFRS第7号における開示要求の中には、企業(特に金融機関以外の場合)にとって負担が過剰ではないかと懸念される部分もあるものの、検討状況の整理において提案されている内容に関しては、負担が著しく大きいとは言えず、意思決定に有用な表示及び注記事項として妥当と考えられるため賛成する。 なお、IFRS第7号第8項及び第20項では、貸借対照表並びに損益計算書及び包括利益計算書(又は注記)において、公正価値オプションを適用した金融資産、それ以外の当期純利益を通じて公正価値測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値測定する金融資産(OCIオプションを適用した金融資産)、償却原価で測定する金融資産等について、それぞれの帳簿価額や関連損益を開示することが求められている。この様な測定方法毎の帳簿価額や関連損益は、意思決定に有用な情報と考えられるため、日本基準においても開示を求めるべきであると考え(ヘッジ会計の動向次第では、ヘッジ対象又はヘッジ手段として指定された金融商品についても独立掲記することが考えられる)。

論点の項目	コメント
	これに関連して、検討状況の整理第126項において、OCIオプションを適用した金融資産に係る銘柄別の公正価値の開示を一部省略できるとされている点について、その様な省略を行う場合であっても、注記上の公正価値の合計額が、当該企業におけるOCIオプションを適用した金融資産の帳簿価額合計と一致するように開示することを求めるべきである。 また、金融資産の分類を変更した場合の注記事項に係る規定に関して、検討状況の整理第40項(2)⑤では、「前事業年度以前に分類を変更」した場合に、期末の公正価値及び分類の変更がなかったと仮定した場合に当事業年度で認識される純損益の開示が求められているが、IFRS第7号第12D項と同様に、直近年度報告日以降に分類を変更した場合のみとすることで十分ではないかと考える。なお、上記「分類の変更について」において述べたように、「直近年度報告日以降に分類を変更」との表現から、事業モデル変更の翌事業年度の期首だけでなく、翌四半期の期首も分類変更日とすることが認められるのではないかと推測する。 さらに、公正価値オプションを適用した場合の注記事項に係る規定に関して、検討状況の整理第40項(4)③に「指定した金融資産が、仮に第15項に従い償却原価で測定するものとして分類するものであった場合」との表現があるが、金融資産のうち、検討状況の整理第15項により償却原価で測定するものとして分類されるもの以外に公正価値オプションは適用されないのではないかと考えられる。従って、この理解が正しいのであれば、償却原価で測定するものとして分類されるもの以外にも公正価値オプションの適用対象となる金融資産があるとの誤解を生じさせないような文言として頂きたい。
適用指針(案)について	適用指針(案)については、(質問4)において述べた点以外に下記の2点に関して記載を追加することが必要又は望ましいと考える。 第一に、契約上リンクしているトランシェの取扱いについて、日本基準と国際財務報告基準との間で適用上の差異が生じないよう、IFRS第9号B4.25項と同様に、原商品プールに検討状況の整理A21項又はA22項のいずれの条件も満たさない金融商品が含まれる場合、検討状況の整理A19項(2)の条件は満たされない(従って、公正価値で測定するものとして分類しなければならない)ことを明示すべきである。 第二に、検討状況の整理B1項の(例3)は、そのままでは、連結会計の観点から我が国の会計実務には必ずしもそぐわないのではないかと考える。すなわち、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三、又は企業会計基準公開草案第44号「連結財務諸表に関する会計基準(案)」第7-2項に照らした場合、(例3)における企業は資産の譲渡者であるため、証券化ビークルは当該企業の子会社に該当しないものと推定することが自然ではないかと考える。従って、この点について注釈等を付け加えた方がより望ましいと考える。

以上